

# 滋賀県からのお知らせ

**平成31年4月から、  
毒物劇物取扱者試験は、  
関西広域連合で実施します。**

平成31年4月から、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県の毒物劇物取扱者試験に関する業務を関西広域連合で実施します。試験合格証明の書換・再交付についても関西広域連合で行います。

## 【手続先】

	平成31年3月まで	平成31年4月以降
毒物劇物取扱者試験	各都道府県	上記の6府県に関しては <b>関西広域連合</b>
試験合格証明	各都道府県	上記の6府県に関しては <b>関西広域連合</b>

## 【関西広域連合における平成31年度試験実施予定】

試験日	平成31年12月頃(年1回実施)
受験手続	詳細は、平成31年9月頃に公示予定 関西広域連合ホームページ( <a href="http://www.kouiki-kansai.jp/">http://www.kouiki-kansai.jp/</a> ) でもお知らせされます。

## 【お問い合わせ先】

滋賀県	関西広域連合
健康医療福祉部 薬務感染症対策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話:077-528-3634	関西広域連合本部事務局 資格試験・免許課 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島五丁目3番51号 大阪府立国際会議場11階 電話:06-4803-5669